

令和元年7月10日

第7回

議事録

小国町農業委員会

令和元年第7回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水)午後1時30分から
2. 開催場所 おぐに町民センター 205号室
3. 出席委員(農業委員7名、農地利用最適化推進委員5名 計12名)

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	欠員
	7 番	安武 聖
推進委員		麻生 輝雄
推進委員		松本 和昭
推進委員		二田水 宏一
推進委員		時松 達也
推進委員		坂田 敏之

4. 欠席委員
後藤信介推進委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）

第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和元年第7回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 それでは、議事録署名委員は、2番 石松委員、5番 穴井委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令

和元年 7 月 10 日提出小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

土地は黒淵で田 3 筆です。譲渡人、譲受人以下のとおりです。権利種別は有償移転となります。別紙をご覧ください。3 条の許可申請書があります。農業機械、通作距離、下限面積など条件はクリアしております。土地の抵当権の抹消も終わっております。現場の写真が 15、16 ページ、確認書が 17 ページです。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の石松委員から報告をお願いします。

2 番 令和元年 7 月 3 日に地元推進委員の坂田さんと私と事務局で現場を確認しました。圃場整備もされた、いい農地で現在も水稲が植付けられています。譲受人の条件も満たしており、何ら問題は無いと思いますが、審議方よろしくをお願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 ハウスなど隣で作る場合は農薬などの情報を入れないといけないがどうですか。

2 番 あそこは引き続き水稲を作ると思います。

1 番 ここは関係ないですね。分かりました。

議 長 他にございませんか。

議 長 それでは採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

議長 続いて、日程第3議案第1号番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。朗読と説明の前にここで当事者である〇〇委員には退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退室)

議長 事務局より議案第1号番号2の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和元年7月10日提出小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

番号2です。土地は上田15筆です。3条による有償移転となります。譲渡人、譲受人以下のとおりです。譲渡人は、13名で譲受人は農地所有適格法人の会社です。非常に広大な農地の取引なので、先日の事前勉強会のやり取りをご紹介します。(事前勉強会の資料添付)

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5番 〇〇にハウスを建てて空芯菜を作っているが、両側の2棟は作っているが中の3つは休んでいます。これは農業と言えるんですか。発電所ありきの農業を感じます。発電が1番で2番が農業と感じます。この売買は早すぎるのではないかと。

1番 30haという話が最初出ていたが、それも温泉水の関係でまだですよね。

時松推進委員 小国町以外でも土地を購入していると聞くと聞くと、事務局は把握していますか。

事務局長 町内の取引は、1ha以上の場合、土地取引届出書の情報共有があるが、町外はわかりません。

2番 5番委員が言うように目的は、地熱と思う。ただし、法人が購入したいというときに、引き延ばすことはできるのか。今の

地権者の人は、現状では荒らしているもので、そのままでもいいのかとも考えるし、農業委員会として反対できるのでしょうか。

1 番 前の案件が地熱の関係で前に進んでいない。

7 番 ○○の前の場所は、土地を耕して土壌改良してあったと思うので馬の放牧に向けて準備は進んでいたと思う。

事務局長 これだけの広大な土地取引は、後にも先にも無いかもしれませんが。そのために事前勉強会をやりました。3条の書類が揃っていて、条件を満たしていれば許可せざるを得ない場合もあります。それと許可要件に新規に農業に取り組む場合も含めて、個人も法人も新規参入を促進するという意味では、農地法3条の許可要件に農業の実績は考慮されておらず、機械・労働力・技術・下限面積等が要件を満たせばいいことになっています。

5 番 農業委員会が裁判で訴えられる場合がありますか。

事務局長 農地法では、不許可とした場合に2つあり、まずは行政不服審査法に基づく、不服申し立て、いわゆる審査請求と、裁判所に処分の取り消しを訴訟するやり方があります。このままでは、現場は荒れていくという話もありましたが、農業委員会の許可がなければ、所有権も仮登記のままとなります。

1 番 今回は、前回の○○の件で農機具は準備ができています。諸条件は揃っていれば不許可とも言えないと思いますが。

麻生推進委員 いつまでに採算を合わせるのですか

2 番 事前勉強会で○○さんは、馬の収支は5年と言っていました。

坂田推進委員 今回、許可できない場合はどうなりますか。

事務局長 何が不備で許可できないか理由が必要です。

時松推進委員 売買の期間が早いのではないかと。

- 二田水推進委員 委員会として、条件を付けることはできませんか。
- 議 長 毎年、適格法人なので報告書は出てきます。
- 事務局 長 以前の案件で審議保留となったことはあります。ただし、それは審議する上での書類の不備や温泉掘削などの関連があった場合でした。
- 5 番 具体的に馬はいつから入れるのか。
- 事務局 長 今年の秋口から先に許可のあった〇〇に入る予定です。
- 議 長 ここで休憩を入れます。
- 1 番 〇〇はいつできるか疑問だが、今回は内容が違う。地熱は関係ない。
- 2 番 10年後、現状が山林になったら、山林扱いでいいですか。
- 事務局 長 農地法は現況主義なので、そうなります。
- 7 番 〇〇と今回の場所は道がつながっていますか。
- 事務局 長 道は作業道で繋がっていますが、ファームロードから、道があります。
- 2 番 関係者以外で反対の動きや声はありますか。
- 事務局 長 町には反対の声や動きはありません。
- 議 長 私もそのような声は聞いておりません。
- 議 長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛 成 多 数)

議 長 賛成多数ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定しました。

※決定後波多野が〇〇委員を呼びに行く
(〇〇委員入場)

議 長 次に、日程第4 議案第1号番号3「農地法第3条の規定による許可申請について」及び、日程第5 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和元年7月10日提出小国町農業委員会会長松岡克明でございます。番号3になります。併せて議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。

まず番号3については、土地が黒淵の15筆で地上権設定として、貸付人、借受人以下のとおりとなっております。これは、5条の一時転用に係る地上権の部分となります。議案第2号についてです。土地は同じ場所になりますが、営農型の一時的転用なので、支柱面積が転用面積となります。貸付人、借受人以下のとおりです。別紙68ページからになります。環境保全協定書が町づくり条例の関係で取り交わしておりますので、添付してあります。営農型の更新なので、撤去費用の見積もりとその経費以上の資力の確認ということで、発電事業者の残高証明書が添付されております。今回は、営農計画書で椎茸のほかに新しく菊芋の栽培が計画されております。パネル下の土地利用計画は86ページをご覧ください。各作物の知見を有するものの所見が96ページ97ページに記載されております。以上で説明を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 もう3年経ちますか。2年分の報告はありましたか。

事務局長 前は、個人所有なので法人の報告は出てきません。作付け栽培報告は県・国へ報告が終わっております。

5 番 環境保全協定書があるが、北里町長から新町長に名前は代りますか。

事務局長 代ることはありません。前町長の名前でも協定書の効力があります。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号3「農地法第3条の規定による許可申請について」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号3は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。なお、第1号番号3議案については、第2号議案の県の許可の日付に合わせて、3条許可を行います。

議長 続いて、日程第6 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和元年7月10日提出小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案集の6ページをご覧ください。土地は上田で畑1筆1,342㎡のうち分筆して496㎡を一般個人住宅として転用するもので

す。別紙 106 ページからをご覧ください。この件は、先の農振協議会で皆様に審議して頂いた案件です。農地区分は第 2 種農地にあたり、生産性の低い農地として転用の可能性が見えた農用地に入った農地でした。県との事前協議で異議なしの回答をもらっております。今後は、公告縦覧期間に入りますが、同時並行で転用許可申請を進めることになりました。資力の確認は銀行の仮審査結果表の写しが付けてあります。また、代替検討表とその地図も 122 ページに添付しております。この場所は、農振農用地であり、中山間の個人分配と多面の補助の関係がありましたので、県とやり取りして、多面は面積の関係で返還は有りません。個人分配分が一部返還となりますが、特に問題はありません。現場は写真が 128 ページにあります。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松本推進委員から報告をお願いします。

松本推進委員 令和元年 7 月 3 日に事務局と地元松岡会長そして私で現場確認してまいりました。事務局から説明がありましたとおり国道と集落そして河川に挟まれた場所に孤立した感じで農地が形成されております。代替検討表の説明からのほかに土地も無く特に問題も無く、農振の除外もスムーズに進んでいますので、審議方宜しくをお願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番 今回のケースは、農振除外ができて、転用するという流れですが、取り扱いも稀なケースみたいですが、出来る限り申請者の意見を汲み取ってあげるといいと思う。

議 長 他にありませんか。

議 長 それでは採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 続いて、日程第 7 報議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案集の 8 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、番号 1 土地は北里で田 3 筆です。この案件は先に出し手から公社に所有権移転が完了し、今回は、公社から譲受人に所有権移転する特例事業です。別紙 131 ページをご覧ください。今回の譲受人は担い手として意欲のある農業者で、主な経営は米、春菊、ほうれん草です。購入資金は経営体育成資金を予定しております。以上で説明を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 4 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第 8 報議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案集 9 ページをお開き下さい。番号 1 は新規の利用権設定なので、借り手の情報を説明します。別紙 142 ページをご覧ください。借手は〇〇才の専業農家で主要作物は野菜・米となっております。借手としては特に問題ありません。

続けて、番号 2 から 4 は契約期間満了に伴う、更新となります。以上で説明を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 5 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で総会の議案は終わりましたが、議決案件でないものについては、総会閉会後に報告協議案件がありますので、みなさん参加の程よろしくお願い致します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 7 回総会を閉会致します。

令和元年第 7 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

5 番